

1. 生徒心得

高校生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会の一員としての自覚を持ち、将来を見ずえて自己鍛錬しよう。

- (1) けじめある生活習慣を身につける。
- (2) 良識ある判断力と課題解決型実践力を養う。
- (3) 学校の秩序を維持し、充実した学校生活を送る。

2. 高校生活の留意事項

ー 1. 服装及び所持品

(1) 服装

気候や自己の体調に合わせて、本校が指定する冬服・合服・夏服のいずれかを着用する。いずれの場合も変形スラックスは着用しないこととし、スカートの丈は膝頭程度とする。

【冬服】

- ・ジャケットの袖にボタンをつけ、ネクタイまたはリボンを着用する。
- ・キャンパスニットシャツを着用する。
- ・ベストまたはセーターを着用してもよい。

【防寒着等】

- ・極寒の日に防寒のため、学校指定または華美でない物の着用を認める。ただし、授業中は着用しないこと。
- ・担当教員の許可があれば教室内でのひざ掛け（華美でないもの）の使用を認める。ただし、教室移動の際に腰に巻いて歩いたり、考査、式典、講演会などふさわしくない場所で使用したりすることは厳禁とする。

【合服】

- ・冬服と同じキャンパスニットシャツ、スラックスまたはスカート、ネクタイまたはリボンを着用する。
- ・ベストを着用する。

【夏服】

- ・スラックスに半袖もしくは長袖のキャンパスニットシャツ、またはスカートに、半袖もしくは長袖のオーバーブラウスを着用する。

【下着等】

- ・色うつりしない下着を着用する。

【靴下】

- ・紺、黒または白の靴下を着用することとし、ルーズソックスは禁止とする。
- ・式典の際は、指定ソックスまたは黒もしくは紺の靴下を着用する。
- ・無地またはワンポイントまでとし、ライン等の入った靴下は不可とする。

- ・ストッキングはベージュ無地、タイツは黒無地のものとする。

(2) 制靴

- ・通学用の靴は、ローヒールでローファーの革靴、華美でないスニーカーまたは運動靴とする。

(3) 通学用カバン

- ・通学用カバンは自由とするが、華美でないものとする。

- ・大きさは、教室のロッカーからはみ出ない大きさを基準とする。

(ロッカーの大きさは、幅：35.5cm、高さ：30cm、奥行：50.5cm)

- ・自転車通学生は、リュックサック型を推奨する。

(それ以外のものは、荷台に縛るなどして安全面に留意すること。)

- ・紙袋やトートバッグのような口の開いているものは禁止とする。ただし、ファスナーで閉まるものであれば、トートバッグも許可する。

- ・ブランド品のような高価なバッグは使用しない。

(4) ベルト

- ・スラックスを着用するときはベルトを必ず着用すること。

- ・ベルトの色は黒または茶系色とし、装飾を施したカジュアル系のベルトは不可とする。

(5) 異装

- ・やむを得ない事情（ケガ等のため制服の着用ができないなど）のため異装が必要なときは、ホームルーム担任に申し出て、異装許可願を提出し、生徒課の許可を受けること。その際に渡される許可証を常に携帯しておくこと。

(6) 所持品

- ・所持品は、すべて氏名を明瞭に記入し、ロッカーに施錠をして管理すること。特に貴重品の管理には各自十分に注意すること。

- ・危険物またはいかがわしい物品を所持しないこと。

(7) パソコン・携帯電話・スマートフォン・通信機能の付いた時計などの校内使用について

① 校内使用については、次の事項を遵守すること。

- ・使用しない場合は、電源を切り、自らの責任で管理する。

- ・使用にあたっては、許可を得た場合のみとし、校内での充電は認めない。

- ・目的外で使用した場合は、以下の指導を行う。

1回目－学年指導 2回目－生徒課長指導 3回目以降はその都度審議する。

- ・使用の際は情報モラルを意識し、不適切な使用をした生徒には、厳しい指導を行う。

② 考査時に関する問題行動についての指導

- ・パソコン・携帯電話・スマートフォン・通信機能の付いた時計などを使用して不正行為（考査中の使用）を行った場合は特別指導とし、該当科目における試験は0点とする。他の科目については通常の評価を行わない。

- ・不正可能行為（所持していた場合）は、校長訓戒、該当考査の科目は0点とする。考査中、端末の音が鳴った場合は、指導の対象とする。

(8) 頭髪

頭髪は、高校生らしい端正・清潔な髪形であって、次を基準とする。なお、特別な事情がある

場合は相談すること。

- ・前髪は目にかからないこと。
- ・横髪は顔にかからないこと。
- ・髪を結ぶ場合は、華美でないヘアゴムを使用すること。
- ・髪をとめる場合は、華美でないヘアピンを使用すること。
- ・変色、変形（エクステをつける等）していないこと。
- ・コテによる加工や、髪を編み込むなどアレンジした髪型にしないこと。
- ・パーマ、アイロンパーマなどをしていないこと。

ー 2. 校内生活

- (1) 5分前登校を励行し、下校時刻を厳守すること。下校時刻は17:00までとする。ただし、教員直接指導の場合は、部活動に準ずる。
- (2) 登校後は、放課後まで校外に外出してはならない。外出の必要があるときは、ホームルーム担任に願い出て、許可を受けること。その際、外出許可バッジを携帯すること。
- (3) 遅刻したときは、ホームルーム担任に登校を報告したうえで教室に入ること。ホームルーム担任不在の場合は、副担任または学年の先生に報告したうえで教室に入ること。
- (4) 欠席をする生徒は必ず保護者から学校に連絡し、無断欠席はしないこと。早退する場合は、必ずホームルーム担任に報告し、無断早退しないこと。
- (5) 学校の施設・備品・工具等を使用するときには、関係教員の許可を得て大切に使用し、特に火気の取り扱いには十分注意すること。使用後は責任を持って後始末を行い、もし破損したときは、直ちに関係教員に届け出て、事情によっては、その弁償をすること。
- (6) ビラ・印刷物の掲示・配布及び校内放送は、関係教員を経て生徒課の許可を受けること。
- (7) 拾得物や紛失物のあったときは、直ちにホームルーム担任か生徒課に届け出ること。
- (8) 貴重品の管理には十分に気を付けること。
 - ① 不必要な貴重品は持ってこないこと。
 - ② 貴重品は原則として生徒自身が管理し、身から離さないようにするか、施錠したロッカーで管理すること。
 - ③ 移動教室などの時は、必ず教室を施錠すること。ただし、これは二次予防であって、施錠したロッカー以外で教室に貴重品を放置しないこと。
- (9) 金銭・物品の貸借は慎むこと。
- (10) 提出物などの期限を厳守すること。
- (11) 清掃は責任を持ってきれいに行い、教室・校舎・校庭等、学校内が常に清潔であるよう各自心掛けること。
- (12) 昼食を摂る場所については原則、自教室、講義室、「あぐしょく」とする。歩きながらの飲食は厳禁とする。購入は「あぐりん」のみとし、校外での購入は禁止とする。「あぐりん」の利用は原則、昼休みと放課後とする。

－ 3. 校外生活

校外の生活や通学途上においては、本校生としての誇りと自覚を持ち、常に自己の良識に基づき、責任ある行動をとること。

- (1) 喫煙・飲酒・薬物乱用等の行為は厳禁する。
- (2) パチンコ・麻雀・スナック等、法律等で禁止されている施設や、高校生としてふさわしくない場所へは立ち入らない。また、次のような場所では、利用時間や規則を守り、他人に迷惑をかけたリ、問題行動が発生したりしないように十分気を付ける。

カラオケボックス、ゲームセンター、ビリヤード、ボウリング場、ネットカフェ等

- (3) 成人向け指定の映画やショー等やナイトショーの観覧及び深夜に及ぶコンサートへの入場をしない。
- (4) 暴行・脅迫及びこれに類する行為や、窃盗（万引き）等は絶対にしてはならない。また、他から暴行・脅迫を受けたときは、直ちに警察、学校に連絡すること。
- (5) 緊急時を除き、家族以外の運転する自動車やバイクに同乗しない。その他部活動等で同乗する場合は保護者の同意を得ること。
- (6) 自転車通学をしようとする生徒は、次の事項をよく守り、自転車通学許可願を提出すること。
 - ① 通学用の自転車は標準的なもので、自転車点検で合格し鑑札を貼った自転車を使用すること。
 - ② 自転車乗車時は必ずヘルメットを着用すること。
 - ③ 交通規則を守り、二人乗りや傘さし運転等、危険な乗り方をしない。交通事故を起こさないよう十分注意すること。
 - ④ 必ず保険に加入すること。
- (7) 列車・バス等で通学する生徒は、マナーを守り、車内で騒ぐなどの迷惑行為をしないこと。
- (8) 保護者と行動を共にしない 22：00 以降の夜間外出は行わないこと。補導の対象となる場合がある。
- (9) 保護者と行動を共にしない外泊は禁止する。やむを得ず外泊する場合は、必ず事前に保護者の承諾を得なければならない。
- (10) 下宿生は、下宿届を生徒課に提出して許可を受けること。下宿先を変更する場合も同様とする。
- (11) 本人または家族および近隣に感染症が発生したときは、直ちに学校に連絡すること。

－ 4. 部活動

- (1) 1 年生は、原則入学後部活動（農業クラブを含む）に入部し籍を置くこととする。
- (2) 1 年生で退部しようとする生徒は、原則次の部活動が認められてからの退部となる。
- (3) 2、3 年生についても部活動（農業クラブを含む）に所属することが望ましい。
- (4) 運動部同士の兼部は原則認めない。
- (5) 運動部と文化部、文化部同士の兼部を希望する生徒は、双方の顧問の先生の許可を得てから兼部すること。
- (6) 入部、退部するときは所定の用紙に記入したうえで手続きをすること。
- (7) 部活動は、原則として下記の時刻までとする。（届出により 30 分程度の延長は可）

3 月～10 月 19：00 までに下校

11月～2月 18:30 までに下校
また、定期考査の発表中・期間中は許可制とする。

ー 5. 集会・アルバイト

- (1) 学校の内外で集会を開くときは、事前に関係教員を経て学校長の許可を受けること。
- (2) 校外の諸団体に参加又は加入しようとするときは、校外諸団体加入届を提出すること。
- (3) アルバイトは原則禁止としている。

3. 諸規則

ー 1. 自転車による通学規則

(1) ハンドル

- ① 標準型「レギュラーハンドル」とし、高低差 20cm までとする。
- ② 著しく逸脱する「イーグルハンドル」「アップハンドル」は許可しない。
- ③ 「ドロップハンドル」の上向きなどの変形は許可しない。

(2) スタンド

- ① 自転車置き場の都合上「両立スタンド」であること。(片側スタンドは不可)

(3) リム径

- ① 身体の大きさにあったものがよい。
- ② 24 インチ以上がよい。

(4) 型式

レジャー用「マウンテンバイク」、折りたたみ式自転車などは許可しない。

(5) 色

華美な色は好ましくない。

(6) 横かご・荷台

- ① 横かごは取り付けない。
- ② 荷台を設け、カバンなどはこれにロープで結ぶ。

(7) ライト、反射材

- ① 自動点灯式(ハブダイナモ: てんとう虫)が望ましい。着脱式は認めない。
- ② 自転車後尾部に反射材を着けること。また、側方部にも着いていることが望ましい。

(8) 雨合羽

必ず記名し、雨天時は必ず使用する。傘差し運転は厳に禁止する。

(9) ヘルメット

- ① 自転車用のヘルメットであること。
- ② 大きな傷、破損箇所等のないこと。

(10) その他

- ・ベル: よく鳴るか
- ・ブレーキ: 前輪、後輪ともによくきくか

- ・タイヤ：空気圧は適当か すり減っていないか
 - ・サドル：適切な高さにしっかりと固定されているか
 - ・チェーン：緩みすぎていないか
 - ・ペダル：曲がっていないか 滑りやすくなっていないか
- ※ 道路交通法で定める基準に適合した電動アシスト自転車も使用可能である。ただし、盗難に注意すること。また、校内での充電は認めない。（電動キックボード等、それ以外のものは認めない。）
- ※ 基準などで判断しかねる場合は、生徒課に相談すること。

－ 2. 事故にあったときの対処について

高校生の自転車事故でよくあるのが、「軽いケガだから大丈夫」と思い、警察に通報せず、さらに事故の相手の連絡先も聞かずに帰ってきて、後から具合が悪くなるというケースである。とくに頭や腹の打撲は、後で重い症状が出てくることがある。交通事故による傷害の治療や入院は、長期に渡ることもあり支払い額も高額になる。事故の相手側の身元がわからないために、医療費を自分で払わなくてはならなくなるケースもある。交通事故にあった直後、必ず以下のことを行うこと。

(1) 安全確保

二次災害を防止するため、歩道など安全な場所に怪我人や自転車等を移動させる。

(2) 警察への通報

警察への通報は、加害者、被害者を問わず車両運転者の義務として法律で定められている（道交法第72条）。通報しないと、自動車安全運転センターから「交通事故証明書」を発行してもらえなくなり、保険金請求や損害賠償請求ができなくなる場合が出てくる。必要に応じて救急車への通報もあわせて行う。

(3) 相手の確認

ドライバーの運転免許証や自賠責保険の証明書を見せてもらう。氏名、住所、連絡先、車のナンバー、車の持ち主、保険会社名などを確認する。（保険などの手続きに重要）

(4) 軽いケガでも病院に行く

軽いと思っていたケガが、後になって重症化することがある。

(5) 学校及び保護者、保険会社への連絡

必ず学校（担任）および保護者へ事故の報告をする。また、自分あるいは相手にケガや車両の損傷があったときは、保護者を通し保険会社への連絡も行う。

(6) 自分が加害者となった場合

相手にケガがある場合には、応急手当ができれば行い、その後の状態が悪い場合は救急車への通報を行う。

学校への連絡 (089) 946-9911

－ 3. 運転免許取得に関する規則

本校では在学中の運転免許証の取得は原則として認めていない。ただし、3年生は在学中に教習開始を認める場合がある。

(1) 在学中に免許証の取得を許可する場合とその時期

- ① 就職が内定しており、就職先から免許の取得を条件とされている生徒については、冬季休業から自動車学校での教習を認める。
- ② 進学者（大学、短大、専門学校等）については、進路が決定している生徒に限り、3学年自宅学習期間開始後に自動車学校での教習を認める。進路未定の生徒は免許証の取得は認めない。

(2) 注意事項

- ① 交通関係の校則に違反し指導された生徒については、免許証の取得は認めない。
- ② 在学中は自動車学校の卒業検定までとし、免許センターでの学科試験は卒業式後とする。
- ③ 自動車運転免許証の取得を希望する生徒は、保護者連署の許可願を提出し学校長の許可を受けるものとする。なお、許可した生徒には「自動車免許取得許可証」を交付する。
- ④ 上記の手続きは教習開始の1か月前から行うことができる。ただし、進学決定者については大学入学共通テスト終了後とする。

(3) 遠隔地で最寄りの駅・バス停まで自転車通学が困難な生徒に対しては、申し出によりその通学方法について検討する。

ー 4. 合宿に関する規則

(1) 合宿規則

合宿は、技能の向上と心身の錬磨に励み、併せて生徒相互の融和を図ることを目的とする。

- ① 合宿をする場合は、原則として年1回長期休業中に行い、その期間は1週間以内とする。
- ② 原則として遠征審議会（書面審議）で認められたものに限る。
- ③ 合宿の計画・申請は以下のとおりとする。
 - ア) 事前に必ず所定の用紙を生徒課長に提出し、学校長の許可を受ける。
 - イ) 実施にあたっては、必ず保護者の参加同意書を得る。
 - ウ) 顧問の同宿指導のもとで行う。
 - エ) 合宿所は適切な場所（施設等）を利用する。

(2) 合宿心得

- ① 日課表に基づいて合宿の効果を十分発揮すること。
- ② 全員で協力し規律ある生活をする事
- ③ 顧問教員の指示に従い、日課表を守り、明朗で充実した生活が送れるように努めること。
- ④ 自由外出は絶対にしないこと。やむを得ず外出するときは、顧問教員の指示を必ず得ること。
- ⑤ 絶えず健康管理を心掛け、十分な睡眠を取り、身体を清潔に保ち、疾病が発生しないように留意する。
- ⑥ 室内の清掃と持ち物の整理整頓を励行すること。
- ⑦ 貴重品は必ず顧問教員に預けること。